談合情報対応マニュアル

第１　基本的な考え方

　１　情報に対応する基本姿勢

 入札の執行にあたっては、談合その他の不正行為の排除が強く求められており、入札談合に関　　する情報（以下「談合情報」という。）は、事前に不正を防ぐ絶好の機会であるので、迅速に対　　応することにより県民からの付託にこたえるべく努力する。

　　　なお、本マニュアルは、通常想定される情報への標準対応を規定したものであり、情報によっ　　ては、公正取引委員会や警察本部と事前に相談するなど適切な対応に努める。

　２　情報の確認及び報告書の作成

　　(１)職員は、群馬県が発注する建設業法第２条で規定する建設工事(以下｢工事｣という｡)に係る　　　入札において談合情報があった場合は、当該情報提供者の身元及び氏名等を確認するとともに、　　　速やかに談合情報報告書(別記様式第１｡以下｢報告書｣という｡)により群馬県入札参加資格審査　　　委員会の設置及び運営に関する要領第５条の規定による地域機関等入札参加資格審査委員会を　　　設置した地域機関等(以下｢地域機関等｣という｡)が発注する工事に係る情報(以下｢地域機関等　　　発注工事に係る情報｣という｡)については当該地域機関等の長に、その他の工事の情報につい　　　ては契約検査課長に報告する。

　　(２)情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにす　　　るよう要請する。

　　(３)新聞等により入札談合に関する情報を把握した場合においても、報告書により地域機関等の　　　長又は契約検査課長(以下｢地域機関等の長等｣という｡)に報告する。

　３　公正入札調査委員会の招集及び審議

　　(１)地域機関等の長等は、２に掲げる報告を受けたときは､当該情報の信憑性等を考慮して地域　　　機関等の長又は担当部長に公正入札調査委員会(以下｢調査委員会｣という｡)を招集するよう依　　　頼する。

　　(２)調査委員会は、第２以下の手続によることが適切であるか審議する。

　４　報告

　　(１)地域機関等の長は、２に掲げる報告を受けたときは、速やかに契約検査課長に第一報として　　　報告する。

　　(２)調査委員会は、談合情報への対応について次に掲げる事項に該当するときは、速やかに当該　　　工事の主務課長(以下｢主務課長｣という｡)を経由して､担当部長及び入札参加資格審査委員会の　　　庶務を処理する課の課長並びに契約検査課長(以下｢関係機関｣という｡)に報告する。

　　　ア　調査に値すると判断したとき。

　　　イ　事情を聴取するとき。

　　　ウ　談合の事実があったと認められるとき。

　　　エ　入札を実施するにあたって誓約書を提出させるとき。

　　　オ　入札を中止するとき。

　　　カ　入札が無効であると判断したとき。

　５　公正取引委員会等への通報

　　　契約検査課長は、次に掲げる事項に該当するときは公正取引委員会及び警察本部に通報する。

　　(１)入札執行前に談合情報を把握した場合において調査委員会が｢調査に値する｣と判断したとき

　　(２)入札執行後に談合情報を把握した場合において調査委員会が｢調査に値する｣と判断したとき

　６　報道機関との対応

　　　談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求めら　　れた場合は、地域機関等発注工事に係る情報については地域機関等の長が、その他の工事に係る　　情報については契約検査課長が対応する。

　７　関係機関の事務分掌

 (１)地域機関等は、地域機関等発注工事に係る情報を所管するとともに、入札を執行する機関並　　　びに契約検査課は、その他の工事に係る情報を共管する。

　　(２)地域機関等並びに契約検査課は、談合情報の管理を共管する。

　　(３)入札を執行する機関は、原則として事情聴取及び誓約書の受理等の入札執行事務と併せて行　　　うことが効率的である事務を分掌する。

　　(４)地域機関等並びに契約検査課は、判断が不明な場合は調査委員会委員長の指示に従い、適正　　　かつ効率的な事務の執行に努める。

第２　具体的な対応

　１　調査委員会が入札執行前に談合情報を把握した場合の取扱いは、次の掲げるとおりとする。

　(１)情報提供者の氏名、連絡先(電話番号等)及び対象工事名又は落札予定業者(共同企業体の場合　　は代表者名又は構成員名等で共同企業体が特定できる場合)が明らかであるときは、入札執行前　　に事情を聴取する。

　(２)情報提供者の氏名等は明らかでないが、対象工事等が明らかであり、かつ次に掲げる情報が含　　まれているときは、入札執行前に事情を聴取する。

　　ア　談合に関与した業者が明らかである。

　　イ　談合が行われた日、場所及び具体的な談合方法等が明らかである。

　　ウ　設計金額に極めて近い落札予定金額を示している。

　　エ　その他談合に参加した者以外に知り得ない情報がある。

　(３)入札に参加しようとする者(以下｢入札参加者｣という｡)全員から事情を聴取するとともに、原　　則として契約を締結する権限を有する者又はそれに準ずる者から事情を聴取する。

　(４)入札までの時間及び発注の遅れによる影響を考慮して、入札日の前日に又は入札開始時刻若し　　くは入札日の繰り下げ等により入札を延期したうえで事情を聴取する。

　(５)契約担当者は､調査委員会による事情聴取等の結果､明らかに談合の事実があったと認められる　　証拠を得たときは入札の執行を延期又は中止するとともに、その旨を関係機関に報告する。

　(６)契約担当者は､調査委員会による事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められないとき　　は、入札参加者全員から誓約書を提出させる。

　(７)調査委員会は事情聴取書(別記様式第３)を作成するとともに、関係機関に送付する。なお、関　　係機関が参加している場合は当該関係機関への報告を省略することができる。

　(８)事情聴取を行わない場合においても、契約担当者は談合情報があった入札に係るすべての入札　　参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかに認められたときは　　入札を無効とすることを警告した後に入札を実施する。

　(９)積算担当者(当該工事の積算内容を把握している職員をいう｡以下同じ｡)は、入札執行前に提出　　された工事費内訳書を審査する。

　(10)契約担当者は、積算担当者による工事費内訳書の審査において明らかに談合の事実があったと　　認められる証拠を得たときは、談合情報があった入札に係るすべての入札参加者から誓約書を提　　出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかに認められたときは入札を無効とすること　　を警告した後に入札を実施する。

　(11)契約担当者は、入札終了後に入札執行調書の写し及び誓約書の写しを関係機関に送付する。

　(12)契約担当者は、調査委員会が｢調査に値する｣と判断したときは談合情報に関する資料の写しを　　関係機関に送付する。

　２　一般競争入札における留意点

　(１)契約担当者は、入札執行前に談合情報を把握したときは競争参加資格があると確認された者を　　公表しない。

　(２)契約担当者は、紙入札による場合において入札に参加するために入札会場に集まった者から誓　　約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかに認められたときは入札を無効と　　することを警告した後に入札を実施する。

　３　調査委員会は、入札執行後に談合情報を把握した場合は入札結果等により落札者及び落札金額　　が公表されていることに留意するとともに、次に掲げる手続によることが適切か判断する。

　(１)契約(仮契約を含む｡)締結前の場合

　　ア　調査委員会の審議

　　　　契約担当者は、契約締結を保留するとともに、｢調査に値しない｣と判断した場合は落札者と　　　契約する。

　　イ　事情聴取

　　　　｢調査に値する｣と判断した場合は､入札参加者全員から速やかに事情を聴取するとともに、　　　事情聴取書を関係機関に送付する。

　　ウ　談合の事実があったと認められる証拠を得た場合

　　　　契約担当者は、入札を無効とするとともに関係機関に報告する。

　　エ　談合の事実があったと認められない場合

　　　　契約担当者は、落札者から誓約書を提出させて契約を締結するとともに、誓約書の写し及び　　　入札執行調書の写しを関係機関に送付する。

　(２)契約(仮契約を含む｡)締結後の場合

　　ア　調査委員会の審議

　　　　取扱いを調査委員会で審議する。

　　イ　事情聴取

　　　　｢調査に値する｣と判断した場合は入札参加者全員から速やかに事情を聴取するとともに、事　　　情聴取書を関係機関に送付する。

　　ウ　談合の事実があったと認められる証拠を得た場合

　　　　契約担当者は、その旨を関係機関に報告する。

第３　個別手続の手順等

　１　報告書

　　　地域機関等の長等は、報告書が作成されていない場合は自ら作成する。

　２　公正取引委員会等への通報等

　(１)契約検査課長は、別記様式第２により公正取引委員会に通報するとともに、別記様式第２を準　　用して警察本部に通報する。

　(２)契約検査課長は、事情聴取書、誓約書、工事費内訳書及び入札執行調書の写し等を公正取引委　　員会等に送付する。

　(３)契約検査課長は、事情聴取から入札までを引き続いて行う場合は、(２)に掲げる書類を入札終　　了後にまとめて送付することができる。

　(４)契約検査課長は、談合の事実を確認した場合(疑わしい場合を含む｡)は別記様式第２の２によ　　り公正取引委員会に通知する。

　３　事情聴取

　(１)事情聴取は、調査委員会が指名した複数の職員により行う。

　(２)事情聴取は、一者ずつ会議室等に呼出し、必要な事項について聞き取りを行う。

　(３)事情聴取者は、事情聴取書(別記様式第３)を作成する。

　４　誓約書

　(１)契約担当者は、誓約書の写しを公正取引委員会等に送付することを周知するとともに、事情聴　　取の対象者全員から自主的に誓約書(別紀様式第４)を提出させる。

　(２)紙入札を行う場合は、別紙１を参考に｢入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合は　　人札を無効とする｡｣旨を読み上げる。

 (３)誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第３条若しくは第８条又は刑法第９６条　　の６第１項若しくは第２項の違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指　　名停止期間を加重して措置する。

　５　工事費内訳書

　(１)積算担当者は、紙入札を行う場合は入札に立ち会う。

　(２)積算担当者は、紙入札を行うにあたって開札前に提出された工事費内訳書を談合の形跡がない　　か入念に審査する。

　(３)事情聴取者並びに契約担当者は、事情聴取及び工事費内訳書の審査等を迅速に行う必要がある　　場合は事情聴取及び工事費内訳書の審査を並行して実施できる。

第４　その他

　１　建設コンサルタント業務等の入札に係る談合情報への対応

　　　本マニュアルは、建設工事に係る業務委託の入札に係る談合情報について準用する。

　２　談合疑義事実への対応

　　　職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合にも、第１の２に準じて地域機関等の長等に　　報告し、地域機関等の長等は談合情報があった場合に準じて対応すること。

　　　附　　則

　このマニュアルは、平成６年８月５日から適用する。

　　　附　　則

　このマニュアルは、平成１５年７月１日から適用する。

 附　　則

 このマニュアルは、平成１６年４月１日から適用する。

 附　　則

 このマニュアルは、平成１７年４月１日から適用する。

 附　　則

 このマニュアルは、平成１９年１１月１日から適用する。

 附　　則

 このマニュアルは、平成２０年４月１日から適用する。

 附　　則

 このマニュアルは、平成２１年４月１日から適用する。

　　　附　　則

　このマニュアルは、平成２６年４月１日から適用する。

　　　附　　則

　このマニュアルは、平成２７年４月１日から適用する。

別記様式第１

談 合 情 報 報 告 書

 　　平成　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 情報を受けた日 | 平成　　年　　月　　日（　）　　　時　　分 |
| 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 入札（予定）日 | 平成　　年　　月　　日（　）　　　時　　分 |
| 情報提供者（通報者） | ・報道機関名・その他（企業名等）・役職・氏名等・連絡先（住 所 等） （電話番号） |
| 情報手段 | ・電話　　　・書面　　　・面接　　　・報道 |
| 情報の内容 |  |
| 応答の概要 |  |
| 応答者所属・職・氏名 |  |
| この件の問い合わせ先 |  |
|

注　情報が書面等の場合は、写しを添付すること。また、参考資料等がある場合は添付すること。

別記様式第２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　公正取引委員会事務総局

　審査局管理企画課情報管理室長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事　大澤　正明

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　契約検査課　）

談合情報に関連する資料の送付について

　本県が発注する○○○○○工事（○○○業務委託）の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

　　（事項）

　　１　談合情報報告書の写し

　　２ 事情聴取書の写し

　　３ 誓約書の写し

　　４ 入札調書の写し

　　５ 入札に関する報告（延期、中止、無効）

　　６ その他（契約解除等）

注　該当するものに○をする。

別記様式第２の２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　公正取引委員会事務総局

　審査局管理企画課情報管理室長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事　大澤　正明

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　契約検査課　）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１０条の通知について

　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１０条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

　　１　談合情報報告書の写し

　　２ 事情聴取書の写し

　　３ 誓約書の写し

　　４　工事費内訳書の写し

　　５　入札書の写し

　　６ 入札調書の写し

　　７ 入札に関する報告（無効、延期、取り消し）

　　８　その他関連資料

　　９　法第１０条に該当すると疑うに足りる事実について

　　10 本件連絡先

注　該当する資料を添付すること。

別記様式第３

事　情　聴　取　書

工事等の名称

企業名

被事情聴取者職・氏名

事情聴取者職・氏名

事情聴取の日時

 〃 場所

|  |  |
| --- | --- |
| 　 　　質　問　事　項　（参考例） | 　　　　　　聴　　取　　内　　容 |
| １　工事の入札に先立ち、すでに落札業者が　決定している（た）との情報がありました　が、そのような事実がありますか。 |  |
| ２　本件工事について、他社の人と何らかの　打ち合わせ、又は話し合いをしたことがあ　りますか。 |  |
| ３　あった場合、どのような内容の打ち合わ　せ、又は話し合いでしたか。 |  |
|

別記様式第４

誓　　約　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　群馬県知事　大澤　正明　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　称号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 印

 （代理人氏名 　印）

　このたび、下記の工事（業務委託）の競争入札に関し、刑法（明治４０年法律第４５号）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

　また、今後、当該工事（業務委託）に関して、談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効に（契約を解除）されても、異議は申し立てないことを合わせて誓約いたします。

　なお、この誓約書が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

記

１　工事等の名称

２ 工事等の場所

注１　共同企業体の場合は、共同企業体、構成員及び代理人とすること。

　２ 本文中、「入札を無効に（契約を解除）」は、いずれか一方を削除すること。

別紙１

入札執行に係る警告事項

１　本件入札について談合があったとの通報があったが、群馬県競争入札心得（本件指名通知書の　条件）の規定を遵守し、厳正に入札すること。

２　入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、群馬県競争入札心得（本件指名通知　書の条件）の規定により、入札は無効とする。

３

４　以上のとおり警告する。